

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』巻四 那賀郡下（前編）

山崎 亮
錦織 稔之

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』巻四 那賀郡下（前編）

熱田村・長濱村・日脚村・西原井村・周布村・和田村・中
 場村・吉地村・門田村・三宅村・津摩村・西村・折居村・
 東平原村・室谷村・横山村・田橋村・樺田原村・内村・内
 田村・長見村・西河内村・湊村・岡崎村・芦谷村・熊野山
 村・上古和村・下古和村・矢原村・河内村・向野田村・古
 市場村・岡見村・井野村・黒澤村

はじめに

『石見国神社記』全八巻（巻一 安濃郡、巻二 邇摩郡、巻三 那賀郡上、巻四 那賀郡下、巻五 邑智郡上、巻六 邑智郡下、巻七 美濃郡、巻八 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告に基づく——の報告に依拠しつつ、各社伝や棟札からの情報をも加味して、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）が、独自の解釈も交えなが

ら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作である。

本号では前号に引き続き、錦織稔之との共同作業により、巻四 那賀郡下の前半部を翻刻する。今回の翻刻分では、長見村と井野村が津和野藩領に属する。前号掲載分の「はじめに」でも触れたように、これらの村の記載は、津和野藩から提供された帳簿に依拠しており、藤井らが直接踏査した銀山領・浜田藩領の村々の記載に比べると、内容や体裁、とりわけ「小社」「森神」の項目が立てられていない点がい

異なる。本稿は、前号同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となった「那賀郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

註

（1）安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

（2）藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ、「邇摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（二四九）、「那賀郡神社書上帳 二」（二八三）、「邑智郡神社帳 上」（二四八）、「美濃郡神

「社書上帳 上」(三八四)である。

- (3) 藤井宗雄「自記年表」(藤井靖久氏所蔵)によると、明治四年十二月に「津和野桑原秀久来り津和野領附ノ内那賀邑智ノ神社取調ヲ依頼ニヨリ書取ノ上県庁へ差出ス」とされる(拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一 邇摩郡」『山陰研究』第三号、二〇一〇年)の附録、「藤井宗雄の著作について」、一六三頁)。この「書取」は、「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」(二五〇)として、島根県立図書館蔵「寺社史料」のなかに現存している。

(山崎)

翻刻の凡例

- 『石見国神社記』卷四 那賀郡下は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十月とある。那賀郡内の概ね西部に位置する八十三村分が収められている。本号ではそのうちの前半三十五村分を翻刻した。
- 原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。
- 原文の記述の内容は、元の資料となった「那賀郡神社書上帳 一」(島根県立図書館蔵「寺社史料」三八三)ならびに「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」(二五〇)と対照させている。特に小社や森神の項目において、() は、書上帳等での異なる表記を、また「 」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。
- 旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。
- 変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。
- 原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「(〇〇)」を付して正すか、「(ママ)」もしくは「(〇〇カ)」と推定される字句を付した。
- 原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。
- 読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。
- *は、翻刻者による註記を示す。(山崎・錦織)

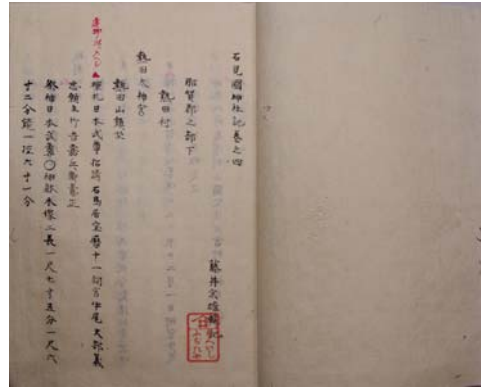
熱田太神宮
熱田山鎮坐

石見国神社記卷之四
那賀郡之部下

〔表紙〕
〔神社記 那賀郡之部下 四〕



表紙



本文の一丁表

藤井宗雄輯記（印）

小社五所
戎前の大元社○松谷の大歳社○土居前*の稲荷社○笠柄の貴布祢社、祭神高麗神○芝の火防社
森神四十七所**

才の掛の幸神○同所の惠美須神○某の稲荷神○同所の地主神十四所○笠柄の地

祭神、日本武尊○神体、木像二、長一尺七寸五分、一尺六寸二分、鏡一、径六寸一分

祭日、八月廿六日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、日本武尊招請、石鳥居、宝曆十一、祠官牛尾大部義忠、願主竹吉嘉兵衛

意正

祇園神社

熱田山鎮坐〔熱田太神宮境内鎮座〕

祭神、素盞鳴尊○神体、鏡一、径六寸九分、銘清社素盞鳴尊

由来、以前長濱村に鎮座、後に当村に移すといふ

祭日、六月十四日

建物、本社

棟札、奉造替清社、享保十二丁未十二月一日、祠官牛尾筑後、願主竹吉姓久正

大元神社

福井鎮坐

祭神、天御中主尊、○神体、幣

宗雄云、大元神を天御中主尊と申は近来云出し附会なり

祭日、九月十日

建物、本社・神楽所

棟札、弘化三丙午年造替

小社五所

戎前の大元社○松谷の大歳社○土居前*の稲荷社○笠柄の貴布祢社、祭神高麗

神○芝の火防社

森神四十七所**

才の掛の幸神○同所の惠美須神○某の稲荷神○同所の地主神十四所○笠柄の地

主神○落井の地主神○引地の地主神二所○石原の地主神三所○以下廿三所脱す

* 「那賀郡神社書上帳」では、「前」の語はない。

** 記載が不明確なので「那賀郡神社書上帳」によって再構成しておく。

「塞掛の幸神○同所の惠美須社○同所の惠美須社○下熱田の地主神○同所の地主神

○同所の地主神○同所の水神○向の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の

地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主

神○同所の地主神○狩遠田の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神

○同所の地主神○西平の八重山神○福井の大元神○同所の大元神○同所の稻荷神○

同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所

の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地

主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○笠柄の地主神○落井の地主神

○引地の地主神○同所の地主神○石原の地主神○同所の地主神○同所の地主神」

長濱村

天満宮

大畷鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像、長一尺九分、永久年中藤原國兼勸請

宗雄云、菅神の後胤大鳥居殿秘藏の御自作の木像を勸請せられし由なり、但し國兼は此時石見國の居住ならず、此辺この人に係て云もの概して信するに

足らず

祭日、八月廿五日より晦日まで

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉建立天神宮社一宇、明暦二申七月吉祥日、栗田安右衛門尉○鳥居、明

暦四年戌秋、松平周防守康映、建立○奉寄進、元文五年、大畷參詣艘老、願主

片岡傳右衛門○奉寄進額面、寛保三癸亥九月、松平周防守源康福、御寄進○奉

再造宮、寛保九丁巳七月吉祥日、松平周防守康定、奉行原村又右衛門、御代官

肥村茂平

宝器、額一、松平周防守康映筆○大般若經六百卷、周布藤原和兼、長禄三己卯

六月十九日とあり、寛保三癸亥二月十三日、松平周防守源康福再装

社領、高五石、大永二年、周布奥兼、高十石寄附の証文あり、其後文禄五年、

周布長門守、高五石寄附の証文あり

末社、龍王神、神体鐘、明治元戊辰年四月海中ヨリ上ル

祭日、四月一日

同、小嶋殿嶋神社、永久中勸請とあり、棟札、奉再建立辨才天社一宇、享保十

二未年六月、願主山根八右衛門、祭日六月十七日

社人、神足、家筋播磨国龍野庄天台宗普照山宝幢寺住職、南都之産、秀阿應法

印下着、古義真言改宗、紀伊国高野山正智院末ニ相成、当社別当職相勤、当進

迄廿三代法脈相続之所、明治二己巳年十二月廿五日復飾

天満宮

神護山鎮坐

祭神、菅原神○神体、御自筆影像、豎二尺七寸、横一尺廿一分

祭日、二月廿五日

建物、本社・拝殿(所)

棟札、奉再建立、享保十二未年六月、本尊堂、大旦那松平周防守源康豊、御代

官高橋土肥之助○奉寄進、延享四丁卯五月吉祥日、天神御筆神影厨子并神鏡・

額一面、松平周防守源康福、山村理右衛門○奉再建天神御自筆神影社一宇、文

政二卯年三月、松平周防守

末社、金刀比羅社、神体木像、祭日三月十日

同、稻荷社、神体焼物狐、祭日二月初午日

同、栗嶋社、神体幣、嘉永六癸丑年勧請、祭日三月三日

天満宮「地室」

長濱町鎮坐*

祭神、菅原神・白太夫神○神体、鏡一、銘菅相丞靈鏡石州長濱清水河内守作、

木像二、長五寸二分、三寸九分、白太夫神体、幣

祭日、八月廿五日より晦日まで

建物、本社・拝殿(所)・幣殿・水盥所・鳥居

棟札、再建、享保四己亥年○再建、寛保三癸亥年九月十九日

社領、除地高五石、此現米二石五升八合

末社、稻荷社

同、惠美須社

同、大山祇社

同、猿田彦社

社人、牛尾、家筋建保年中天満宮社職牛尾左近太夫よ申り元龜年中佐太夫ま申り二

十代、天正年中佐太夫子筑後守よ申り当梓ま才一代、前後四十一代相統

宗雄云、此辺牛尾を称するもの出雲国牛尾遠江守の孫裔に出つ、いか、

神明宮

神久山鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡一、径一尺四寸八分、銘天照大神石州長濱者等願

応永九中夏日作無道一

由来、仁治元庚子年、当村沖伊勢嶋に鏡あり、即ち当地へ鎮祭す

宗雄云、此鏡は今の霊代には非ず

祭日、九月十六日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居二

棟札、元禄三庚午年造替○石鳥居、寛保三癸亥年、松平周防守康福○葺替、安

永五丙申年○造替、享和三癸亥年○木鳥居、安政四丁巳年

宝器、額一、松平周防守康福筆

相殿、八幡宮、神体、木像二、長八寸五分、六寸三分○棟札、寛永七庚午年八

月造替○岡田竹右衛門幸元諸願成就ニ就御葺替、御武運長久御子孫繁昌云云○

元文四未年二月、山村利右衛門造替

宗雄云、当社は熱田・長濱の氏神なるへし、神明宮より以前の鎮座と思はる、

仁治とあるに拘る勿れ

同、靈現社、祭神山靈、元禄三年正月十八日勧請

同、稻荷社、願主谷口大藏

大元神社

中原鎮坐

祭神、天御中至尊○神体、木札

祭日、九月九日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、謹請大元大明神一社、正保三九月吉日、神主牛尾大部、惣村産子中、大

願主長左衛門○謹請大元大明神守護、寛保三亥五月、牛尾大部

末社、稻荷社

火防神社

妙慶前鎮坐

祭神、火産靈神○神体、木像、長一尺、木鏡、銘享保三戊戌曆正月十二日、石

州長濱村岡本傳三郎

祭日、七月晦日

建物、本社・鳥居

棟札、再建、安政六未七月晦日、大願主竹吉恒左衛門、神主牛尾因幡

大元神社

高野鎮坐

祭神、天御中主尊○神体、玉串

祭日、十月十日

建物、本社・神楽所・鳥居

稻荷神社

大清水鎮坐

祭神、宇迦之御魂神○神体、玉串

祭日、二月午日

建物、本社

大歳神社

和木(脇)鎮坐

祭神、大年神○神体、木像、長八寸三分、銘当村心信施主各(マ)

祭日、正月十一日

建物、本社

小社七所

町の惠美須社○札幌の惠美須社○藏之上の稻荷社○中原の惠美須社○大久保

(窪)の稻荷社○鳥落の稻荷社○訂心寺の春日社

森神二十一所

神明山の霊現神○同所の霊徳神○同所の新清神○同所の幸神○大清水の地主神

○同所の地主神○高野の地主神○同所の地主神○野庭の地主神○脇の地主神○

同所の塚神○中原の地主神○同所の地主神○同所の地主神○埤の地主神○中山

の地主神○町の地主神○中塚の地主神○郷藏の地主神○中原の火坊(防)神○

中原の地主神

*「那賀郡神社書上帳」では、「町鎮座」の上に貼紙して朱字で「字持崎山」とある。

日脚村

八幡宮

天上岡鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・玉依姬命○神体、木像三、長一尺三寸六分、六寸

三分、一尺六分

由来、抑当社勸請人王七十四代鳥羽院之御宇、永久年中、撰家近衛殿下之季子

國兼、周布村郡主感信武神之靈驗、而以奉造宮日脚天上岡、奉為遷

宮、凡所鎮座之三社者、東殿也玉依姬、中殿也應神天皇、西殿也神功皇后、

合祭三社、是唱八幡宮焉、雖齋社法不隨唯一之旧礼、(山根民部良治)民部良治尋

常欲止余義而復中于唯一上、短臂不_レ及_二痒_一、思而不_レ果者有_レ年于

茲、焉神風不_レ浅乎、一日将宗源之清殿改之、村氏合志、奉造替新宮、

不_レ日成矣、夫神徳優々而大哉、既及天地、達四海、故無都鄙巨細、

奉称其神徳、是以群国之万姓結構宮殿、玉立鳥井、奉尊信之、吾朝

之風俗而孰敢不倚神風之余化乎、是故齊眼、而以承祭祀、庶幾其大

徳周流天地、弥布万物、而無永早蝗風之畜、(皇)勸算齊天国家窮_レ樂者、

愛憐納受仕給、(江)止、(美)恐、(美)白、(須)、再拜

祭日、八月十四日

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉再建、大永八年戊子九月廿七日、兼林・兼進・兼定・兼修・兼理・兼

噴・右京進・勝午・神左衛門丞・藤右衛門尉・大施主・四郎五郎・弥四郎・六

位小六・才壽丸・治郎左衛門尉・荒木与五郎・鳥居四郎・大谷藤四郎・小一丹

後守宗吉・大藏丞・善兵衛尉・五郎右衛門尉・彦右衛門尉・小五

郎・小四郎○奉_上、天文廿四年己卯十一月廿一日、六位七郎右衛門尉吉久○

奉上、天正五年丁丑八月十二日、六位丸實七郎右衛門尉○奉再興、天正十二

年甲申九月廿一日、六位七郎右衛門尉、奉行荒木筑前守・永安備前守○奉土葺、慶長十一年丙午霜月廿五日、檀那大久保石見守・山浦吉左衛門・井野口喜左衛門・六位七郎右衛門・同作兵衛○奉建立拜殿、慶長十八年癸丑八月十三日、六位七郎右衛門尉○奉造立、寛永六年己卯八月十一日、本願六億源八・長見八郎右衛門○奉造立、寛永十二年乙亥八月十五日、六億源八郎○奉土葺、承応四年甲午年、祠官山根八右衛門尉吉見○奉再造、明暦元年乙未八月吉日、司官山根八左衛門尉吉久○万治二己亥年八月吉日、願主半田久右衛門・河上彦兵衛○神輿再建、寛文三昭陽单闕白八月吉日、六位山根太兵衛吉清○奉遺、寛文五年乙巳、時之司官山根八左衛門尉○奉再興遺上拜殿、延宝元曆癸丑年三月吉日、司官六位八左衛門尉吉久・同太兵衛吉清○奉土葺、貞享三丙寅三月十五日、城主松平周防守康賛、祠官山根民部吉正、本姓松平谷口源兵衛元磨撰之、門弟金山増右衛門書之○奉土葺、貞享三年丙寅三月十九日、六位山根太兵衛吉清、日脚村庄屋清右衛門○奉造営、元禄十五壬午八月十五日、城主周防守松平康賛、祠官山根民部良治○奉再建、元禄十五壬午八月吉日、祠官山根民部良治、願主田村七郎兵衛○奉修葺、享保十二丁未二月廿八日、祠官山根民部良治、城主松平周防守○奉修葺、寛延三庚午三月廿日、祠官山根民部良治・山根主殿良實、城主松平周防守康福、日脚村庄屋安左衛門、原井理三郎、周布弥重郎、和田・中場治郎兵衛、門田文左衛門、三宅平兵衛、津間・西村藤吉、宝谷新四郎、横山平七、田橋織右衛門・五郎右衛門、櫛田原組頭与右衛門・新五郎、内田嘉兵衛、長見忠右衛門、日脚浦長彦四郎○奉修葺、安永三甲午四月廿五日、祠官山根隼人良信、城主松平周防守○奉葺替、寛政十一己未年、神主山根鞆負實治、日脚村庄屋文左衛門、日脚浦長茂右衛門、原井・三宅藤右衛門、周布久保田善右衛門、和田・中場喜三治、吉地傳十郎、門田文三郎、津間村・浦桑原半兵衛、西村新七、室谷清井茂左衛門、横山・内田忠藏、田橋村利右衛門、櫛田原久五郎、長見三浦平三郎○奉葺替、文政七甲申年、神主山根外記實治・山根播磨實方、

日脚村庄屋武三郎、原井廣右衛門、周布・門田清吾、和田・中場類右衛門、吉地藤兵衛、津間・同浦長桑原善兵衛、日脚浦年寄増藏、三宅・西村永見新七、室谷彦十郎、横山忠兵衛、田橋吉右衛門、内田万平、櫛田原甚兵衛、長見三浦虎治○葺替、嘉永元戊申年八月朔日、神主山根隼人實因、日脚村・原井村庄屋岩本又左衛門、周布齊藤太郎治、吉地・中場・三宅大谷藤兵衛、和田和多兵衛、門田來須種右衛門、津間・西村桑原啓治、日脚浦年寄哲三郎、津間浦大年寄桑原善兵衛、内田・室谷清井新四郎、横山友五郎、田橋善五郎、内田内藤新五右衛門、櫛田原内藤甚兵衛、長見大崎源兵衛
宝器、太刀二、鎧兜、弓二、矢二、胡籙二、獅子頭、弓一、天文元年壬辰八月十五日、周布松武彈正左衛門尉藤原良弘
社領、除地高五石二斗、此現米二石六斗二升三合○六位武身代分領之事、一、田地五反、八月一日より十五日之間之御八幡之御公之次第祭田也、但かきそへ、于時天養式年乙丑年八月一日、吉地右京助兼延、印、六位丸實弥六殿
宗雄云、天養は次の文安の誤にて、後人の書入なるへし
八幡宮御領分、馬場式之儀、東大塚者濱之大明神奉杭に、西之堺目ニハ左へより殿御座候、殊ニハ正面後浜海七尺おかり、八幡宮御領分ニ少も偽無御座候、如意、子孫繁昌、弓矢高名長久、如意、御満足旨御家為御祈念、仍御寄進状、如件、文安二年八月十五日、吉地右京助兼延、印、神主殿○ろくしきの事、申つけ候、やゝ等之儀、せんくのことくきんすへき事、かんよう二候、依為後代、一筆如件、天文十一年ミつものへとら九月一日、武兼、判、山根弥六との○当社八幡宮江田地一段三百前、在所賀瀬喜、於末代致寄進候、八月朔日之御祭礼之時、十二膳御きやう可有奉納候、吉地家為祈念候、依打渡状如件、天文廿三年甲寅十月廿三日、吉地右衛門尉兼嘉、判、六位山根七郎右衛門殿○織部正為立願、さいのたをの百まへの小田一ツ、八幡宮へきしん申候、そのやくとして三かうとりのもち九ツすへ、一まい、同さけつる一ツ、とゝのへ

かん(肝要)ように候、（あ）さい所の事ニ候間、かやうのやく(夜)におよはず候へ共、(以後)このために候間、かきつけ申(書付)、於御神前(祈念)いよ／＼きねん願申候、依為後日、寄進状如件、天文廿四年乙卯三月十八日、松武備前守兼依、丸實七郎右衛門尉殿○井村就知行、為御神田式反分錢六百前、在所松か明川ノ内、致寄進候、令知行、弥祈念肝要ニ候、依為後代、一筆如件、天文廿四年乙卯十一月十五日、周布千壽丸、丸實七郎右衛門殿○当社御八幡宮(江)新知行かとふんの内、山のうち田地百前一ツ致寄進候、正月元日、御祝一枚三升取、八月十五日之朝、御きやう(糞カ)五膳、壺(糞カ)升きやう、可被備御神前候(江)、於末代致寄進候、知行相増候(者)、猶以田地寄進可申、依願書如件、天正九辛巳十二月十五日、吉地出雲守兼嘉、判、日脚六位丸實七郎右衛門殿○癸酉歲寄進状之事、一、田地壺反五百前、在所井村之内、横屋之前長(通)とをり、分米六斗五升、久利九兵衛尉給分、殿様為御祈念八幡宮へ致神納候、毎度之御懇祈不可有油断候、依寄進状如件○文祿三甲午歲五月吉日、久利九兵衛尉堅房、判、八幡宮御宝前○癸酉歲寄進状事、一、田地壺反五百前、八幡宮致社納候、吉地之内(前)にらなんのまへにてお神前弥御祈念不可有油断候、依寄進之状如件、文祿三甲午歲梅月吉日、周布吉藏長之、判、日脚八幡宮御宝前○周布本郷給地坪付之事、合云云、右合田數八反半、分米五石五升、慶長二年五月十二日、久代五右衛門、判、山根弥八郎殿○石州那賀郡之内、日脚村八幡領之事、先年自周布元盛代迄(者)、田地高三拾五石被付置候、森殿私之國替被仰付候(而)、天正拾九年、二宮久代爰許知行被致候、纔千石之身体(代)ニ候故、少之為祭免高五石前付被置候、其引別ヲ以、御自家(茂)自田地五石前御付被成候、外ニ高式斗前之所檢地御奉行衆自神主居屋敷ニ御付被成候、此外八幡分大山下之義(者)先年自引付こと御披露申上候、然上(者)、毎月朔日・十五日・廿八日、又八月朔日自十五日迄於神前、天下泰平御武運長久、如意御満足之旨、令長行候断、少(茂)偽無御座候、其付古証文相添指上ケ、掛御目申処如件、慶長七年三月廿三日、日脚天上岡神主六位、竹村丹後守様、右之前可被付旨之本証

文、御披見為可入、ふし見へ持参いたし、巳五月四日、竹丹後、御判○八幡領坪付之事云云、合田數四反壺畝式拾五步、分米五石定、右(者)周布之内日脚村之八幡之神領ニ相渡申所如件、慶長拾一丙午八月朔日、山浦吉左衛門、判、井口喜右衛門、神主佐兵衛殿○享保三戊戌年、八幡宮濱屋敷、年来依願、御神領如先規、此度御差戻多幸之至候、猶以御当家之御武運長久可被抽丹誠候、右為御歡喜如此候、恐惶謹言、二月廿二日、金山増左衛門、花押、山根民部殿参末社、金刀比羅神・稻荷神・吉備津社(神)・嚴嶋社・宇賀魂神
社人、山根、家筋太織冠鎌足末孫山根信濃守末家、永久年中武身より元禄年中まで十八代、六位神主相勤、其後七代吉田配下ニなり、右武身より揖取まで二十五代相続
同、牛尾、家筋当郡内村牛尾高安先祖牛尾源太郎之子神職と成、牛尾豊後守弘宗以来兼勤之処、氏子頼(二)つき牛尾弘峯甥左近、当村ニ移住、正保三丙戌年当社祠官ニ相成、二代同様之処、三代右近重忠、元禄十三庚辰年鼓頭ニ相成、右祠官牛尾左近より当伊保理まで十代相続
天満宮・嚴嶋神社
小丸山鎮坐
祭神、菅原神・市杵嶋姫命○神体、繪像一、銘御宸筆ヲ以直写之、修禪院僧都憎英、印○幣一
由来、天満神、為酬讒臣之讐欲成火雷神、捧告文、於虚空之忿想御神筆、奉拝見之直模写(而)為寺鎮者也、正徳元卯年五月吉日、修禪院僧都前左学頭憎英
祭日、三月廿五日・六月十七日
建物、本社・幣殿・拝所
小社四所
浦の恵美須社、神体焼物、像長一尺一寸、明治三庚午年九月廿三日鎮坐○鈴井の稻荷社○大濱の金屋子社○埤山の大元社、神体五重石塔

宗雄云、此社は古代の墓にて廻りに小丸石数多あり

森神三十三所

天上岡の地主神○同所の濱大明神○同所の地主神○若山の地主神○ダイ(墓)
の地主神○同所の塚神○同所の地主神○同所の地主神○要害の地主神○芝屋敷
の地主神○ウルシゴの地主神○糶屋の地主神○寺地の地主神○豆腐屋の地主神
○鍋屋の地主神○中田屋の地主神○小鉄屋の日御崎神○鈴井の地主神○同所の
地主神○同所の地主神○高野の地主神○同所の地主神○大谷の地主神○長藪の
地主神○牛ノ子バの地主神○宮崎の塚神○末本の地主神○同所の地主神○同所
の地主神○同所の地主神○同所の山神○同所の山神○山下の貴船神

西原井村

原井神社

石原鎮坐

祭神、大元神・罔象女神・稲荷神・金刀比羅神○神体、石二、長三寸二分、三寸三分

祭日、九月十一日

建物、本社・拝所・神楽所

棟札、奉新建立原井大明神、文政十二丑冬十一月吉日、御代官大岡半左衛門、
祭主牛尾近江藤原重替○奉再建立原井大明神、左ニ稲荷大明神、右ニ金毘羅宮、
慶応二寅三月日、牛尾近江重替・牛尾一学重善

巖嶋神社

藏元鎮坐

祭神、三女神・道祖神・猿田彦神○神体、鏡
祭日、六月十七日

建物、本社

森神十五所

塚本の地主神二所○清水田の地主神○下手の地主神○原井後の地主神○溝端の
稲荷神○取水の地主神三所○中芝の地主神○畑中前の神(地)主神○上手の地
主神○橋本の地主神○畑中の地主神○庵前の地主神

周布村

春日神社

春「日」山鎮坐

祭神、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・姫大神○神体、鏡、径三寸六分、裏
に鶴龜桐紋あり、靈殿に武甕槌命・經津主命・天兒屋根命・姫大神・国兼五代
藤原兼時二男兼定、為那賀郡周布城主次郎兵衛丞元祖也、寛保二壬戌林鐘大祥
鳥、社人牛尾左近

宗雄云、五代は六代の誤り、二男は弟の誤なるへし

祭日、九月九日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉再建石見国那賀郡周布郷春日大明神一字、護持主吉賀姓嫡子林杏伯再
拜、正徳二壬辰年十一月十六日○正中二乙丑中春、春日社、為武運長久、藤原
氏○再建、永正元甲子年、護持主吉賀加賀利重・嫡子源右衛門利勝・次左衛門
重善・三秀医士杏伯・医生藤五郎重康

末社、火防神

巖嶋神社

古城山鎮坐

祭神、三女神○神体、鏡、径三寸二分

祭日、三月十七日

建物、本社

小社三所

森脇の淺比田神○葛籠山の稲荷神○當ト迫の稲荷神

森神十二所

土井の森神○同所の森神○乙井手の森神○同所の森神○隱田の森神○同所の森

神○屋敷添の森神○木下屋敷の森神○大部屋敷の森神○春日山の森神○大上の

森神○山根の森神

森神三所

屋敷埵(添)の地主神○沖田の地主神○塔城の地主神

中場村

大元神社

山下鎮坐

祭神、大元神・山神・水神○神体、木札、銘大元大明神・山神・一切水神

祭日、九月三日

建物、本社・神楽殿(所)

棟札、文政三庚辰四月朔日、祭主日脚村牛尾安女藤原重智、庄屋和田村大野類

右衛門○神楽殿建立、天保四癸巳年九月吉日、祭主牛尾采女、庄屋大野次郎兵

衛義治、惣氏子中

大元神社

和田村

和田山鎮坐

祭神、未詳○神体、鏡、径三寸五分、柄二寸四分、南天あり、銘藤原光長

祭日、九月十日

建物、本社・神楽所

棟札、奉造替石陽那賀郡和田村大元大明神、天明三癸卯年九月吉日、社司日脚

村牛尾掃部藤原重業、大願主大野喜七郎・同苗代吉、両村惣氏子中、祭神伊勢

度會郡豊受大神宮、同神之神理也云云、天常立命・天御中主命、是則三神同体

異名云云

宗雄云、この祭神を云もの大元の文字に泥む、近来の新臆説なり、此祭神

のこと既に上に云り

奉造替大元大明神、安永四年乙未年九月吉日、社司牛尾掃部藤原重業、惣氏

子中、本願主九良兵衛吉豊・大野喜七吉恩

末社、稻荷社

吉地村

王子八幡宮

森山鎮坐

祭神、仁徳天皇○神体、鏡、径五寸、銘石州那賀郡周布吉地村王子八幡宮、享

保十六辛亥年九月吉日、神鏡師森田武藏作之

祭日、八月十六日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、奉建立王子八幡宮、享保十六辛亥二月廿一日、行者日脚鼓頭、施主当村

丹後○奉再建王子八幡宮、明和辛卯年三月廿四日、齋主藤原重久、願主大谷藤

七・大谷忠七

末社、稻荷社、神体石、長三寸二分、棟札、奉造立稻荷社、元文二丁巳十月十

大元神社

日、本願熊谷八參郎、日脚村鼓頭牛尾左近重義○奉再建稻荷社、天明五己巳年

天神山鎮坐

四月吉日、社司日脚村牛尾掃部重業、願主大谷傳十郎、吉地惣氏子中

祭神、大元神・天満宮○神体、鏡・幣

同、金刀比羅社、神体鏡、径三寸六分、棟札、奉建立金比羅御社、宝曆十四申

祭日、八月十九日

二月十六日、社人牛尾圖書藤原重久、願主大谷藤七○奉再建金比羅御社、天保

建物、本社・拝所

二卯年十一月吉日、齋主牛尾妾女藤原重榮・同近江藤原重智、願主大谷藤兵衛

棟札、建立、弘化三丙午九月、祭主牛尾近江重智、大願主栗栖種右衛門、庄屋

大元神社

桑原啓次、惣氏子中○拝殿再建、慶応四辰八月十九日、祭主牛尾一学重善、庄

竹浴鎮坐

屋中尾半左衛門、北山喜代次、組頭源三郎

祭神、未詳○神体、鏡、径三寸六分、銘天下一藤原作

末社、稻荷社、棟札、再造、慶応元乙丑八月十九日、祭主牛尾近江重智、願主

祭日、十月朔日

竹四郎・多壽平、産子中

建物、本社・神樂所

小社一所

棟札、奉建立大元大明神、元文元丁辰年、神主日脚鼓頭牛尾左近重義、本願主

玉田の稻荷社

長兵衛○奉造替、明和八卯九月日、社司牛尾氏藤原重久、願主弥三郎・傳右衛

森神十二所

門・七郎右衛門・孫三郎○再建、嘉永四辛卯八月吉日、日脚村牛尾近江藤原重

天神の浴の水神○玉田の地主神○勝手山の地主神○番城屋の地主神○屋敷添の

智、願主惣氏子中、大願主大谷藤一郎外七人

地主神○同所の地主神○野木の地主神○門田平の地主神○黒仲江の地主神○同

小社三所

所の地主神○鳥居松の地主神○同所の地主神

梨木の河内神○宮迫の巖嶋社○山崎の荒神

森神十一所

三宅村

切迫湯茅*の地主神○福樂の地主神○梨木の地主神○畑下の地主神○宮迫の地

主神○坪内の地主神○屋敷の地主神○川角の地主神○同所の地主神○梨木の地

神明社(宮)

主神○同所の地主神

神明山鎮坐

*「那賀郡神社書上帳」では、「湯茅」の語はない。

祭神、天照大御神○神体、玉串

祭日、八月廿一日

建物、本社・神樂所

門田村

棟札、建立、宝曆九卯九月、社人牛尾右近重久、庄屋来須祐右衛門、本願主齋

藤幸吉郎、産子中○神楽殿造替、宝曆十一年巳八月、社人牛尾圖書重久、庄屋

来須祐右衛門、組頭六右衛門・貞四郎○神楽殿再建、文化三寅八月、社人牛尾

平馬重業、庄屋長見新七、惣氏子中○神楽殿再建、文政元寅八月廿一日、祭主

牛尾采女重栄、庄屋長見新七、惣産子中、組頭嘉藏・七郎右衛門、産子惣代仲

右衛門

末社、稻荷社

嚴嶋神社

相田長久山鎮坐

祭神、市杵島姫命○神体、木像、長八寸三分

祭日、六月十六日

建物、本社

棟札、奉造替三宅村長久山嚴嶋大明神、明和五戊子年六月十六日、社人牛尾圖書

書藤原重久、願主三宅村氏子中、庄屋齋藤儀右衛門○再建、安永七年六月、齋

主牛尾瑞穂、村正佐々木藤右衛門、願主三宅村幸■孫三郎○再建、天保七丙申

六月、祭主牛尾采女重栄・同近江重智、庄屋佐々木善三郎、本願主佐々木理平、

発記桑原善兵衛○再建、弘化二丁巳五月、牛尾近江、願主佐々木理平○再建、

文久三壬亥六月十六日、牛尾近江、願主理平

小社四所

勝手の小守勝手神、神体幣、棟札、奉建立勝手大明神二字、元文五年九月十四

日、本願主小川傳七、社人牛尾左近○再建立、安永三年八月吉祥日、社人日脚

村牛尾瑞穂重業、願主甚六・孫三郎・八郎右衛門○奉造替、天保十一子十二月

四日、牛尾采女重栄、願主八郎右衛門・徳兵衛

宗雄云、勝手は地名にて、苅田なるへし、小守は子傳か小森か詳ならず

高原の高原神、棟札、建立、寛延四未三月十五日、社人牛尾右近、庄屋平兵衛

信吉、組頭六右衛門・新三郎、右願主産子中新六○森曾根の森脇神○岡曾根の

春日神

森神十五所

勸(観)音浴の地主神○道金の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の

地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○五十田の地主神○浴田

の地主神○札場の日御崎社○石佛の地主神○塔「野」尾の地主神○梶面の幸神

○堤浴の地主神

津摩村

假屋神社

假屋鎮坐

祭神、周布家霊神○神体、幣

祭日、九月十六日

建物、本社・拝所・神楽所

棟札、奉造替假屋大明神、元文五庚申十二月二日、祠官牛尾式部○再建、慶応

四年辰六月廿二日、神主牛尾因幡○神楽殿再建、天保十二丑年、神主牛尾筑後

○同再建、嘉永元申九月、神主牛尾筑後

惠美須神社

津摩浦鎮坐

祭神、事代主命○神体、木像、長一尺八寸、木像、長一尺二寸二分、銘津摩浦

大明神、延宝七未三月、長濱神主兵部大夫

祭日、三月五日

建物、本社・神楽所・鳥居

棟札、神楽殿再建、安政六未三月十二日、神主牛尾因幡

末社、稻荷社

森神十所

假屋の地主神○同所の地主神○同所の地主神○某(所)の地主神○假屋社地*
の稻荷神地主神○某(同)の地主神○某(同)の地主神○同所の地主神○某
(同)の地主神○同所の地主神

*「那賀郡神社書上帳」では、「社地」の語はない。

西村

八幡宮

折居山鎮坐

祭神、響田別命・足仲彦命・氣長足姫命○神体、木像三、長一尺一寸七分、九寸五分、八寸八分

祭日、八月十日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉再建八幡宮一字、正徳元辛卯年九月吉祥日、本願主齋藤与右衛門尉正利、当村庄屋永見良左衛門、折井庄屋清井五右衛門、折井村中、平原村庄屋齋藤平右衛門、室谷村庄屋同五左衛門、原井庄屋佐々木小三郎、津摩村桑原彦三郎、周布村大野彦四郎、津間村中村左次右衛門、周布村清井茂左衛門、向室谷三浦次郎左衛門・齋藤甚太夫・同喜平次、同産子中○奉葺替八幡宮一字、文久三癸亥年八月吉祥日、神主齋藤磨藤原正敏、庄屋桑原啓治
社領、除地高二石、此現米一石一斗一升五合○周布分内をり井御八幡御祭田之儀、為調之皮名内ヨリ田三反、分米式石立之、以此旨無緩之様ニ御祭調可申候者也、如件、文禄元壬辰歳三月七日、長左衛門大夫、をり井太郎右衛門殿参○八幡れう御くうの定之事、一、八幡御前へ三者ニ三拾数併おきやう三せん三者に神米壹升五合、此上お御水、一、若宮殿れう者拾数併おきやう二せん神米壹

升、一、神子座へのおきやう三せん六太夫神主いち、一、さかめ壹ツせうれうあゑ壹ツもみなおしる、一、餅壹かさね地主つか神壹はしら・あさ神五はしら、是ハ壹わもち也、是ハ長左衛門大夫殿の女仰定也、文禄元壬辰歳三月七日、下居肥後守、印、一、かきおくも、かたみとなれや、ふてのあと、なからぬあとの、しのびともなれや

宗雄云、おきやうハ御饗なるへし、あさ神五はしらハ大麻山神五柱なるへし

○折居八幡領坪付之事、宮のまへ、上田壹反八畝六歩、分米式石定、右者周布

ノ内西村八幡領打渡ノ所、如件、慶長八年卯拾月九日、三衛吉左衛門、印・花押、窪田久左衛門、印・花押、神主肥後守殿

末社、稻荷神、祭日二月初午日

同、水神社、祭日正五九月廿三日、大同元丙戌年勧請

宗雄云、大同の勧請、恐くは附会ならむ

社人、齋藤、家筋齋藤行之輔藤原正長、肥後守正征、刑部正興、刑部正浪、与右衛門正利、甚太夫正良、肥後守正次、大炊正常、肥後正重、播磨正敏、一名

齋マテ十代相続

宗雄云、本社勧請を大同元丙戌年齋藤行之輔藤原正長、九州宇佐宮より勧請

といふは信するに足らず

大元神社

力石鎮坐

祭神、國常立尊○神体、幣

祭日、六月十七日

建物、本社・神楽所

棟札、奉造替大元大明神本殿一字、天保十四癸卯六月吉日、祭主牛尾近江藤原

重替、大願主茂右衛門、願主惣氏子中

大元神社

大谷鎮坐

祭神、國常立尊○神体、幣

祭日、十月二日

建物、本社・神楽所

棟札、奉建立太元大明神本殿、明和四年亥九月廿四日、社人牛尾圖書藤原重久、

本願主地主次郎左衛門○再建、文化十一甲戌九月廿日、社司牛尾相模藤原重栄、

庄屋永見新七、本願主地主武兵衛

社領、無之○周布之内西村大明神領打渡中田壹反壹畝四歩、分米壹石也、慶長

八年卯八月、吉右衛門作、安部助藏、印、塩津惣右衛門、印、齋藤仁右衛門、

印、野田知藏、印、まっ山谷刑部

宗雄云、此証文、西村齋藤齋所持し、当社の証文といふ、但し大明神とのミ

にて外に証なし

稲荷神祇園神社

大谷下組鎮座

祭神、倉稲魂神・素盞鳴尊○神体、幣、木札銘祇園社稲荷社道祖神、天明八申

極月吉日

宗雄云、道祖神、祭神になし、如何か

祭日、九月十九日

建物、本社・神楽所

棟札、再建地主一社・稲荷五社・祇園三社・地主五社、嘉永五年壬子八月吉日、

当村神主兼帯尾崎陸奥直政、大願主世話方久保田氏千代太郎・栄三郎・清三郎・

幾三郎

森神七十七(八)所

畑ト田の荒神○同所の水神○同所の森神○大畑の森神○同所の森神○大とう

(トウ)の森神○同所の森神○同所の森神○同所の森神○同所の森神○新宅の

森神○後「ケ」谷の森神○小田の森神○同所の森神○四角田の森神○鎌(鉦)

の森神○道前の森神○浴(塔)田の森神「○同所森神」○一「ノ」瀬の森神○

同所の森神○同所の森神○同所の森神○同所の森神○同所の森神○小谷の森神

○同所の森神○向小谷の森神○同所の森神○同所の荒神○下小谷の森神○同所

の森神○同所の森神○中ノ「之」原の森神○同所の森神○とい「樋」ト坪の森

神○平岩の森神○同所の森神○同所の森神○荒磯の森神○同所の森神○同所の

森神○同所の森神○同所の森神○同所の森神○同所の荒神○同所の森神○同所

の水神○同所の荒神○同所の荒神○同所の森神○同所の森神○清六原の森神○

同所の森神○同所の荒神○寺田の森神○濱本の森神○畑の森神○石とう(坪)

の森神○同所の森神○同所の水神○下新井(屋)の森神○同所の森神○隠居の

森神○竹中の森神○隠居の森神○竹中の水神○大とう(道)尻の森神○原上の

森神○中屋敷の森神○あらいそ(荒磯)繁田の森神○同所の森神○松ト前の森

神○同所の森神○音(六百)田の森神○新宅の森神○水谷の森神○同所の森神

折居村

妹山神社

妹山鎮坐

祭神、未詳*○神体、木像

祭日、九月十六日

建物、本社・神楽所・鳥居

巖嶋神社

辨天嶋鎮坐

祭神、三女神(市杵島姫命)○神体、石像

祭日、六月九日

建物、本社・神楽所

小社五所

下居濱の恵美須神○同所の金屋子神○酒屋境内の稲荷神○同所の出雲大社(杵

築社) 神○長浴の大元神

森神二十一所

上山の幸霊神○上平の大山祇神罔象女神埴山媛神(山神水神土神) ○ソラカッ

チ(空垣内)の地主神○松原の川(河)内大明神水神山神○大元の大元神○ア

ソト(庵)上の地主神水神山神○堂ト埴の地主神○同所の稲荷神○同所の地主

神(地神)○同所の劔霊神○同所の心吉神○同所の保食神○同所の稲荷神○長

浴の地主神○小屋の浴の地主神○白岩の地主神○同所の稲荷神○同所の荒神○

白岩の日御崎神○新城の地主神○同所の稲荷神

*「那賀郡神社書上帳」では、「不詳」の上に貼紙して朱字で「大山祇神」とある。

東平原村

養父神社

齒朶山鎮坐

祭神、高皇産霊神○神体、木像

祭日、九月十一日

建物、本社・神楽所

大元神社

宮尾山鎮坐

祭神、未詳○神体、焼物像

祭日、九月十八日

建物、本社・神楽所

小社二所

養父社境内の保食神竈神○森田の客人神地主神水神山神河内神

森神四十七所

結葛の地主神水神山神○同所の保食神○同所の劔霊神○水木の地主神水神山

神○同所の稲荷神○同所の保食神○小田森の河内神○同所の客人神○同所の地主

神水神山神○同所の地主神水神山神○寺田森の「地主神」水神山神○小田の河

内神○同所の客人神○同所の竈神○同所の金屋子神○大谷の若宮神○同所の金

屋子神○同所の地主神水神山神○同所の稲荷神○三本一木の地主神水神山神○

同所の稲荷神○森の保食神○同所の水神○大浴の客人神○同所の客人神○同所

の水神○同所の地主神水神山神○森岡の河内神客人神○曾祢の水神○同所の地

主神水神山神○屋鋪(敷)下の地主神水神山神○塞埴の塞神○同所の水神○清

水迫の塚神○同所の塚神○岡田の地主神水神山神○同所の塚神○鉦森の地主神

水神山神○同所の地主神水神山神○同所の地主神○同所の金屋子神○同所の金

屋子神○同所の金屋子神○同所の水神○同所の地主神○京田の塚神水神山神○

同所の稲荷神

室谷村

大麻山神社

大麻山鎮坐○式内本ゆ

祭神、猿田彦神、藏王神山王神熊野神走湯神白山神*○神体、木像

由来、神名帳に石見国那賀郡大麻山神社、頭註抄に大麻山神社一坐正五位上猿

田彦命遷阿波国板野郡之神社、寛平元己酉二月十日鎮坐

宗雄云、此祭神・年号信かたし、又名所記に祭神大己貴命とあるも信するに

足らず、当社は藏王権現と有そ主神にて、祭神は穀木・麻を種まして祭り給

ふ神なるへく、故れ天日鷲命ならむか

「社伝ニ五社鎮坐^者人皇六十二代村上天皇の天曆三己酉年、鎌田撰津守藤原朝臣

家久勸請と申伝

宗雄云、天曆の頃、鎌田攝津守と云人あるへくも非ず、夫より後世の人なる

へし

式内

祭日、十一月五日

建物、本社・拝殿・神楽殿(社)・鳥居

宝器、なし、但嵯峨御門跡御筆あり

社領、除地高三十五石、此現米十五石一合

撰社、上大麻山神社[※]、祭神猿田彦神、祭日二月一日、建物本社

同、山戸神社、祭神未詳

末社、稻荷社

同、牛王社

同、王子社

同、家久社

社人、高間、家筋別当古義真言宗紀伊国高野山正智院末ニテ、建久中当社別当

ニ相成、廿六代法脈相続し、明治三庚午二月復飾、高間此面と改名し、迹摩郡

福光林村場昌又三男(倅)恒次良を養子す

大元神社

大森山鎮坐

祭神、未詳○神体、木像・石

祭日、九月二十日

建物、本社・神楽所・鳥居

社領、除地高一石、此現米六斗五升八合

末社、金屋子社

社人、森、家筋当郡日脚村八幡宮鼓頭牛尾近江兼勤の処、慶応三丁卯年三月、

森榮讓を受け社職となる

小社六所

前入原(前原)の牛王分社○芝立谷(名)の牛王分社○野田の牛王分社○六本

松の牛王分社○久年上の牛王分社○久年下の牛王分社

森神三十九所

市井原の荒神森○同所の森神○半田の森神○久年の森神○半場の地主神○中谷

下の荒神○半田の地主神○片山の地主神○同所の地主神○同所の地主神○追駅

の地主神○屋地の地主神○桐木屋敷の地主神○坂の地主神○小石の地主神○墓

田の地主神○堅堀曾根の地主神○峯破駅の地主神○同所の地主神○同所の地主

神○五十田の地主神○森窪の地主神○八幡河内の荒神○六本松の牛王分神○中

森屋上の金刀比羅神○中森屋下の地主神○伊良賀の地主神○清水屋上の水神○

同所の地主神○杖立の地主神○一本松の地主神○石橋の地主神○馬(寺)追上

の地主神○追駅の事代主神○同所の事代主神○松山の地主神○同所の地主神○

杖立の地主神○杖立の地主神

*「那賀郡神社書上帳」では、祭神として「猿田彦神蔵王神山王神熊野神走湯神白

山神」とある上に貼紙して朱字で「天日鷲命」とある。

**「那賀郡神社書上帳」では、撰社ではなく「上本社」として記載されている。

横山村

大元神社

森岡鎮坐

祭神、國常立命・河内神○神体、鏡・幣

祭日、九月二十日

建物、本社・神楽所・鳥居

由来、なし

宗雄云、当社は櫛田原村大元社の分幣なるへし

祭日、九月七日

建物、本社・神楽所・神庫・鳥居

棟札、再建大元大明神、享保元丙申九月吉日、神主牛尾筑前弘正、願主森忠右衛門、都合七人、当村氏子三十人○神楽殿造営、宝曆十辰二月、祠官牛尾豊後藤原弘好、竹原森嘉兵衛○奉社地造営大元大明神・大明神、宝曆十一年巳八月

宗雄云、大明神と大明神との間に河内の字を脱せしなるへし

吉日、祠官牛尾豊後守藤原弘好、願主竹原森嘉兵衛始五人、惣産子中○旗、明和三、大元大明神宝物・大明神宝物○神輿、文政十亥年七月、神主牛尾主水、庄屋森忠三郎、組頭儀右衛門、惣氏子中○鳥居再建、天保七丙申九月、神主牛尾主水弘重・同筑前弘倫、庄屋森多右衛門、惣氏子中○再建神楽殿、弘化四未八月、神主牛尾河内藤原弘豊、庄屋内藤新五左衛門、組頭三浦九兵衛、頭氏子森友五郎、惣氏子○太鼓、慶応元丑九月、津和野領佐々山半三郎寄進
社領、なし、但し櫛田原村大歳神社領の内、米二斗五升年々請取
末社、金屋子神、祭日三月十日・十月中亥日、相殿祇園宮・金刀比羅宮、明和九年辰六月十日造営

小社三所

森本の三嶋社○左柄森の左柄神

宗雄云、左柄神は相模国城主某、当村竹之原に潜み、此处にて討死すと云ふ

竹之原の荒神

森神四十七所

横山の河内神○鉄穴平の森神*○寺下の水神○竹原の水神○釜迫の地主神○釜迫の地主神○ひしや（菱屋）川の地主神○田中の地主神○横道の稲荷神○いの（猪）木の地主神○かしめん（梶免）の地主神○森埜の地主神○かしめん（梶

免）の水神○三十田の鎮守神○夜打平の地主神○同所の地主神○同所の地主神

○なしの木（梨木）の地主神○周布埜の地主神○下原山の地主神○同所の地主神○小森の地主神○蛇谷の地主神○森埜の地主神○同所の地主神○神田の森神○當（塔）曾根の地主神○ひよんの（ヒヨノン）森の地主神○竹原の地主神○坂根の地主神○森下の地主神○土井の地主神○坂根田の地主神○そはとこ（蕎麦床）の地主神○同所の地主神○藪田の地主神○同所の地主神○中束の水神○中垣内の地主神○とふのふ（塔尾）の地主神○田屋の箱先神○城尾の森神○淺迫の榎木神○同所の森神○下神田の地主神○葛根平の大元神「○同所森神」○大明神の大明神

*「那賀郡神社書上帳」には記載なし。

田橋村

大元神社

下田屋鎮坐

祭神、大元神・河内神○神体、鏡、径八寸、銘大元大明神田橋村埜小川弥三郎、明和六年己三月五日

宗雄云、大元、河内は同神なるへし

由来、なし

宗雄云、当社は櫛田原村大元社の分幣なるへし

祭日、九月五日

建物、本社・神楽所

棟札、鳥居、元文二年巳霜月廿七日○葺替、延享三丑十月廿二日、祠官牛尾和泉守、村中惣氏子中○造営神楽殿、宝曆十二年六月、祠官牛尾豊後守、願主庄屋孫十郎、組頭文三郎、惣産子中○造営大元大明神河内大明神一字、明和九癸辰

十月吉日、祠官牛尾豊後守藤原弘好、施主当村淺浦孫重郎、同惣産子中○社地寄附梅木孫兵衛、大元大明神神輿・獅子・藏王宝剣、安永三甲午正月、願主三浦玄格○神楽殿葺替、弘化三年九月四日、神主牛尾河内、庄屋善五郎、願主惣氏子中○再建神輿、弘化四年未九月、神主牛尾河内、庄屋善五郎、惣氏子中社領、なし、但し櫛田原村大歳神社領の内、米二斗五升年々請受
末社、八重山社、祭日三月・八月十二日
小社五所

中屋の金屋子社、相殿稻荷社地主神、祭日十一月八日○原曾根の大社神*、祭神大國主命垣本神、祭日八月朔日○本谷の貴船社、祭日十二月中○同所の大社神○堂元の金刀比羅社

森神三十九所

片瀬の地主神○橋谷の地主神○神田の地主神○つかと(柄戸)の地主神○片瀬の地主神○工田の地主神○同所の河内神○同所の稻荷神○同所の地主神○田原の地主神○あした(芦田)木の地主神○同所の地主神○同所の地主神○向岩城の地主神○黒迫の地主神○岩城の地主神○くいかせ(杭瀬)の地主神○中畑の地主神○半(版)場の地主神○中畑の地主神○十文の河内神○木下の地主神○くいかせ(杭瀬)前の河内神○工田の恵美須神○下田原の地主神○後山の地主神○西の地主神○田橋迫の地主神○堀驛の地主神○同所の地主神○原曾根の地主神○同所の地主神○丸山の地主神○登立の地主神○よもそ(ヨモン)の河内神○かんな(鉄穴)の地主神○小鉄田の地主神○同所の地主神○同所の地主神

*「那賀郡神社書上帳」では、「大社神」の上に貼紙して朱字で「杵築神社」とある。

櫛田原村

大歳神社

刀禰垣内鎮坐

祭神、大歳神・大元神・河内神○神体、大歳神、木像、長六寸五分、大元神、石一、長一尺、河内神、石二、長一尺二寸九分、九寸
祭日、九月二十一日
建物、本社・神楽所

棟札、奉造立大明神、内村神主牛尾倉之丞藤原弘綱、施主内藤文太郎、寛保三癸亥十月吉祥日○造替大明神、寛延三庚午歳六月一日、祠官牛尾刑部、本願内藤文太郎○造替大元大明神・大歳大明神、寛政十戊午曆九月廿日、神主牛尾對馬榮富、願主内藤弥惣太信重○造替両社御神楽殿、安政五年戊午正月廿日、願主内藤甚兵衛重直、神主牛尾土佐正弘篤

社領、除地高一石五斗、此現米一石八升四合○一、櫛田原村大明神領高壹石五斗前之内^ニ、米式斗五升田橋村大明神、同式斗五升横山村大明神、両社^江往古自右神領支配人自相渡来候処、去ル天保七申年御所替之節、村々万書上帳へ田橋・横山両村大明神社領之次第之儀ニ付、前々書上之振と相違^茂有之、横山村之方^者認直相濟、田橋村之方^者書上之俣^ニ而有之、其儀ニ付、櫛田原村甚兵衛殿と両村争論出来候ニ付、右年々両村大明神へ相渡候米、甚兵衛殿不被相渡候ニ付、今般双方自出訴被致候処、御糺明之上、御裁許被仰付候様、相成候^{而者}御厄介筋恐多奉存候ニ付、拙者立入、双方承合候上、是迄彼是意存之儀^者双方勘弁被致、和融候ニ付、拙者取嚙趣意左之通、一、櫛田原村大明神領高壹石五斗前之内^ニ、米式斗五升宛田橋村・横山村両村渡米之儀^者往古自渡来候儀ニ付、向後双方和談相調候上^者以後是迄之通、櫛田原村甚兵衛殿自渡方可被成候、一、右両社^江渡米受取手形文言之儀^者、数拾年来済来候儀ニ付、櫛田原村大明神領高之内、田橋・横山両村大明神、神酒代米とシテ受取候と申文言従来認方之文言^ニ而受取被成候事、一、去ル申年自故障ニ付、両村へ右渡米滞候分^者、右様和談相調候上^者、元米引渡有之事、一、此度争論ニ付、双方訴書被差出候

次第、右様内済和談相成候ニ付、向後^著双方共先年自仕来ニ相違不致、前条之通、両村^江渡米、年々無滞被受取候得^著、神領之仕訳等之儀ニ付、決^而向後争ひ御厄介筋願出被成間敷候、供々和融可有之事、右之通双方和談御納得被成候ハ、請印可有之候、以上、天保十年亥五月廿二日、割元河上甚右衛門、内村御神主牛尾玄蕃殿・田橋村庄屋吉右衛門殿・櫛田原村庄屋甚兵衛殿・横山村庄屋多右衛門殿、前書之通、此度被取暖候条、承知納得仕候、然ル上^著右神領之儀ニ付、後年ニ至り双方心得違不致、前条之通往古自仕来取斗、此儀ニ付勿論御厄介筋願立不仕候、為後証請印相納申候、以上、同日、右四名、割元河上甚右衛門殿、前書之通、私共立会承知仕候ニ付、印形相調置申候、以上、田橋村庄頭五郎右衛門・櫛田原村庄頭嘉左衛門・横山村組頭九兵衛末社、八重山社○心吉社

宗雄云、心吉社は武人の非業に死たるか祟を為す故に祀ると云ふ、此辺心吉と称するもの間^神あり、何れも同名異神にて皆非業に死し人の霊を祀れるなり
同、内藤霊神、天保十四癸卯年九月廿一日勧請
大元神社

若杉鎮坐

祭神、大元神・河内神○神体、石二、長九寸三分、一尺五寸三分

祭日、十一月中、大祭七年一度

建物、本社

棟札、奉建立大元大明神、宝暦十三癸未十一月十四日、社人牛尾宮菊、後見祠官牛尾豊後守藤原弘好、願主新五郎

小社六所

潰浴の河内神○山下の白山社○中上の稲荷神○山口の塚神○小西の稲葉神○七

郎河内の霊神

森神三十二所

刀祢垣内の地主神○同所の姥三社「神」○同所の水神山神○隠居畑の地主神○源徳の地主神○向清水の地主神○若杉の地主神○小迫の地主神○上若杉の地主神○同所の地主神○田原の地主神○塔山の地主神○山口の地主神○飯田屋曾根の地主神○西坂の地主神○横路畑の地主神○芝平の地主神○紺屋の地主神○荒神の地主神○岸高の地主神○岡畑の地主神○茶屋脇の地主神○迫の地主神○森迫の地主神○下手の地主神○段の地主神○地主曾根の地主神○山奥の地主神○七郎河内の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神

内村

八幡宮

高井鎮坐○旧地田橋村庄屋尾の由申伝ふ

宗雄云、寛仁四年、中納言常方卿、宇佐より勧請と云は信かたし、又大永三年、雲州尼子伊豫守当国発向の時破却と云も臆説なり、其は伊豫守、此時濱田以西へは来らされはなり

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、木像二、長八寸三分、一尺四歩、^②

木像二、長一尺一寸七歩、一尺六歩^②

祭日、九月十五日

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉建立棟上八幡宮御宝殿、昔於靈鷲山説妙法華經、今在諸宮中慈現大菩薩大日本国石見国那賀郡周布郷之内、大内邑從昔年有斯靈驗、去太永三癸未八月下旬頃、雲州尼子伊豫守經久云武士発向、此国当郷内神社仏寺不嫌、靈地悉破却畢、今年改換信心、大檀那藤原兼康、致精誠、惻勵信力造立訖、^{從是下文、兩行磨滅}
于時天文六丁酉臘月十四日、本願沙門長福寺住持慶繁貞實菴信源長、郡主内信濃守藤原兼康、神主新太夫○当社蒼替、慶長十一丙午三月、銀山御代官大久保

石見守、神主牛尾藏之丞○当社葺替、元禄七年甲戌三月、濱田城主松平周防守、祠官牛尾信濃弘次○奉造替石見国那賀郡内邑高井八幡大神宮、于時正徳三癸巳十一月三日、城主松平周防守康豊、祠官牛尾河内藤原廣綱、抑当社勧請之歴数、悠遠而其始未詳、中比後柏原院御宇、大永三癸未、周布村郡主兼康、感信武神之靈驗、而以奉造宮内邑高井、奉為遷宮、凡所鎮座之三社者、東殿也玉依姬、中殿也應神天皇、西殿也神功皇后也、合祭三社、是唱八幡宮焉、雖然社法不隨唯一之旧礼、河内廣綱(牛尾河内廣綱)尋常欲止余義而復于唯一、短臂不及痒处、思不果者有年于茲、焉神風不淺乎、一日将宗源之清殿改之、村民合志、奉造替新宮、不日成矣、夫神德優優而大哉、既及天地達四海、故無都鄙巨細、奉称其神德、是以群国之万姓結構宮殿、奉尊信之、吾朝之風俗而孰敢不仰神風之余化乎、是故齊明而以承祭祀、庶幾其大徳周流天地、弥布万物、而無水旱蝗風之(害)、睿算齊天国家窮樂者、愛憐納受仕給(江止)、恐(美)々々白須、再拜、願主庄屋永見善右衛門・同牛尾甚五左右衛門、同産子中、以下大工略

宗雄云、日脚村八幡宮に同脈の文あり、新清元磨の作ならむか

○石鳥井(註)、安永六丁酉天八月吉日、牛尾要人藤原榮綱、当村中○再建拝殿・神樂所、天明六年丙午六月中旬五日、祠官牛尾要人藤原榮綱、願主当村氏子中○享和元辛酉年九月、神輿再建、神主牛尾對馬榮富、願主後藤淺藏・同伊三郎、惣氏子中○同享和元年、随神再建、願主岩本吉右衛門・小川甚平○同享和元年、御幕二帳、願主牛尾治三郎・同十右衛門・同文左衛門・同十左衛門○葺替、文政十三年庚寅四月七日、神主牛尾出雲藤原弘孝、願主惣産子中○葺替、弘化二乙巳年三月三日、嘉永六癸丑三月十三日○文久二壬戌年四月十三日、神主牛尾土佐藤原弘篤
宝器、鏡、径三寸六分、短刀樋物國次、矢根二、鏡、径七寸九分、銘八幡大神宮、正徳三年癸巳五月吉祥日、石州濱田内内村高井八幡、長見善左衛門寄進、作者山岡因幡

社領、除地高一石八斗三合、此現米一石二斗三升六合

○元幸様御父子為御祈禱、壹石八斗前、但京外御八幡宮御寄進也、弥於御神前御祈念可申者也、天正廿年壬辰八月廿日、久代勝右衛門、鼓頭神五郎殿、右本文為可入御披見、ふし見へ持參申候、以上、五月十一日、竹丹後○内本郷八幡領分云云、合田畠式反四畝十九歩、米壹石八斗式合八勺、慶長八年卯十月二日、弥八郎、印、彦一郎、印、神主内藏之丞殿○石州那賀郡田橋三ヶ村之大明神領之事、一、高壹石五斗ハ茂利殿内周布兵庫守殿証文壹ツ、并久代勝右衛門殿証文壹ツ、式通共慶長七年寅歳、大久保石見守殿御檢地御改之時、拙者罷出、右之式通指上申候ニ、被入御披見、無紛被付置候、然所慶長十七年子霜月十二日夜、盜人入よし、右之証文被取申候、然其前々自取來候ニ付、知行仕候所、如件、元和三年巳五月十日、神主内藏丞、印、竹村丹後守殿

宗雄云、田橋三村大明神は樺田原村の大明神の事なるへし

末社、稻荷神・八坂社、両社再建、寛政六寅年六月
同、若宮八幡宮・八重山神・牛尾弘實社○八重山社は文化元甲子年雲州飯石郡竹尾村より勧請、弘實靈社は享保中、庄屋を勤し人なり、天保五甲午年四月八日勧請
日、鍋石村金刀比羅社より勧請、天満宮は嘉永四辛亥年十月廿五日、長濱村大嶋より勧請、牛尾靈神は天保四癸巳年三月勧請
社人、牛尾、家筋出雲国尼子晴久家臣牛尾遠江守二男源太郎、享禄年中当村ニ來住、其子助太夫、天文十八己酉年十二月、内十郎兼豊ヨリ当社神職申付ラレ豊後守ト改ム、其ヨリ高安マテ十四代相統○右大久保山屋敷之事、内近江守殿云云、荒木孫次郎、享禄四辛卯十一月二日、久保山とら法師殿○右内鼓頭職之事、牛尾助太夫、於子孫末代無相違預遣候、此上者神前向之儀馳走可為肝要候、依為後代一筆如件、天文十八年己酉十二月廿七日、内十郎兼豊、牛尾助太夫遣

し○久保山屋敷之事云云、太郎左衛門むすこ太郎九郎云云、小河隼人云云、内近江守・森佐渡守殿、此兩人あつかひ云云、永禄三年かのへ申十二月廿七日、荒木刑部少輔、花押、嘉豊、同孫十郎、花押、内鼓頭牛尾内藏允殿参○惣鼓頭職事、相拘御祈念等可仕由、被仰付候、可然候、弥御神前向無油断万端可致馳走事、肝要候、依為後年一行如件、永禄六年癸亥三月廿九日、下総守兼謀、花押、弾正守兼藏、花押、右衛門尉兼嘉、花押、鼓頭牛尾豊後守殿○くほ山の屋敷云云、永禄十年正月吉日、周布九郎兼堅、花押、牛尾藏人との

宗雄云、虎法師は童名にて僧には非ず、家伝に剃髪とあるは誤なるへし、斯て遠江守男太郎左衛門の子太郎九郎と同人ならむか、遠江守次男源太郎も此人にて、次男とあるは誤伝ならむか

王子八幡宮

牛谷王子山鎮坐

祭神、仁徳天王・同后神○神体、木像二、長一尺四寸、一尺六分

宗雄云、王子は熊野神を若一王子と唱へ、古く祀れるか、其地に八幡宮を合祀して王子八幡宮と称せし物なるを、遂に熊野神を失ひ、且つ祭神を仁徳天皇と誤ること間々あり、当社も此類なるへし、斯て当社は橘木八幡宮を此処に遷し王子八幡宮と唱へ、遂に二の八幡宮となれるならむ、然らば神体も一方は熊野神の璽ならむか、猶考へし

祭日、八月十八日

建物、本社・拝殿（所）・神楽所・鳥居

棟札、造替皇子八幡宮、宝永七庚寅曆十一月十四日、祠官牛尾筑前守弘正、庄屋牛尾甚五左衛門○キネ八幡宮御寄附、元文元丙辰三月八日、大工中糸介右衛門作、内村神主牛尾助太夫自十代目神主牛尾筑前守藤原^{（宗雄）}花押○八幡宮宝前湯立釜、天明六年八月、松下清太夫○鳥居再建、享和三癸亥四月五日、神主牛尾主水、願主組頭小川善作、惣氏子中○奉造立神殿上屋、文化二乙丑年四月吉

辰、神主牛尾大學藤原弘重○葺替鳥居、文化九丁亥八月吉日、神主牛尾主水弘重、組頭善藏敏政、当村惣氏子中○再建幣殿、文化十四年丑八月十七日、神主牛尾主水藤原弘重、願主組頭小川善藏、同惣氏子中○内村牛谷王子八幡宮御簾二垂、文政十丁亥年八月十七日、神主牛尾主水藤原弘重・同性悴此面弘美、世話人正壽地甚兵衛○神楽殿造替、安政四年四月十六日、神主牛尾河内弘豊、願主牛谷氏子中

宝器、鏡一、径八寸、銘王子八幡宮、享保五年庚子六月十九日、願主小川氏藤原治廣、洛陽山岡^{（宗雄）}橋磨作

宗雄云、小川氏は菅原にて、藤原は誤なるへし
社領、除地高菟石、此現米五斗八升二合

相殿、橘木八幡宮、神体木像六、内田村橘木より遷すといふ、宝器鏡一、径八寸、銘橘木八幡宮、享保五年云云

同、春日神、神体木像五

末社、稻荷社

同、稻荷社

同、地主社

社人、牛尾、家筋牛尾源太郎八代孫豊後守弘常末子兵之助、元禄年中当社神職に成り、身灌まで十代相統

大元神社

向土井曾根鎮坐

祭神、未詳○神体、石、長五寸

祭日、十月廿七日、大祭隔年九月十三日

建物、本社・鳥居

棟札、新造立、寛延元年辰十一月吉日、祠官牛尾藏之丞、願主当村佐々木又右衛門

宗雄云、是は社を建し始なるへし

小社三十 (二十五) 所

一瀬の河内社○奥原の八重山社、文化二年勧請、祭日三月十三日○同所の妙頭社*、文化十二年但馬国より勧請、祭日八月十三日○新屋の金刀比羅社、神体神珠五、享和中神珠降り霊夢ニ依り鎮祭、祭日十月十日○姥屋の稻荷社○姥瀬の姥御前社、祭日十月中

宗雄云、姥御前は播磨国に姥女神あり、蝦夷に姥神あり、又九州にもありしと思ふ、是等と同神か、此辺間々あれとも皆森神にて大社なし、若は平家二位尼には非しか、猶考へし

猪屋の地主社○日毘原の大元神*○神浴の河内社、祭日十月中○中埜の鎮守社○暮床の地主社○波田の大歳社*、元和二年再建、祭日十月中 (毎年十月十三日、大祭七年二一度) ○松本の依江 (家) 社*、祭日十月中 (毎年十一月十六日、大祭七年二一度)

宗雄云、当社は往古合戦のときの武人の霊を祀れる由なり

坂根の鎮守社○同所の地主神○古森の地主社○木戸の稻荷神地主神○古郷の金神社○長福寺 (地) の金刀比羅神住吉社、神体木札木像、祭日六月九日○市の朝日田社○森迫の地主神金刀比羅社○新屋の鎮守社○天次 (神) の天満宮、神体木像、寛政十年再建○川 (河) 井の荒神社○同所の稻荷社○入野の大元社*、再建元文三年○百田の水神社○山下の稻荷社○正壽寺 (地) の大元社○同所の稻荷社

森神八十七所

奥原の塚霊神○隠居の地主神○鶴岩の地主神○丸子の塚 [霊] 神○中畑の地主神○河内の河内神、祭日十月中○新屋の地主神○姥瀬の脇立神○同所の地主神○鮎森の地主神○仲の地主神○河原の稻荷神○同所の地主神○清水の塚 [霊] 神○岡田の地主神○同所の塚 [霊] 神○大元の脇立神○大元の地主神○岡の鎮

守神○大明神の脇立神○同所の地主神○神浴の脇立神

宗雄云、脇立は本社傍にある故いふにて、別に脇立といふ一種の神あるに非ず

暮床の大元神○同所の脇立神○新屋の地主神○後原の地主神○中原の地主神○長院の地主神○小川*の小川霊神、祭神野見宿祢、祭日十月中

宗雄云、小川は此所の地名なるへし、以前小川加賀守の知行所と思はる、故れ其祖神を祀れる物ならむ

大前の地主神○小川の脇立神○同所の地主神○坂根の塚 [霊] 神○竹浴の地主神○同所の塚 [霊] 神○御塚の脇立神○曾根の地主神○古迫の地主神○横路の地主神○猿森の地主神○新屋の塚 [霊] 神○髻谷の地主神○田岳の地主神○下原の地主神○土井 (居) の地主神○高井の猿田彦神○市の地主神○楨元の地主神○寺森の地主神○宮前の河主神○高井岡の獅子岩神○隠居の大年御年神○本 (元) 倉の塚 [霊] 神○止迫の地主神○龜迫の地主神○前迫の地主神○迫平の鎮守神○郷倉の長見夫婦塚神**○上新屋の地主神○同山の地主神○墓田の地主神○天次 [山] の塚 [霊] 神○同山の地主神○谷口の地主神○谷山の地主神○王子埜の地主神○牛谷埜の地主神○片山の地主神○古屋の地主神○前の地主神○前の地主神○前の地主神○上の地主神○畑田の地主神○畑田の塚 [霊] 神○新宅の地主神○田居の地主神○畑田の地主神○百合野の地主神○入川 (野) の地主神○山下の地主神○藤森の地主神○仲田の地主神○上土居の地主神○正壽寺 (地) の地主神○正壽寺 (地) の地主神○正壽寺 (地) の地主神

* 「那賀郡神社書上帳」では、これらの小社は神社の項目に記載されている。

** 「那賀郡神社書上帳」では、「小川」の字を消して朱字で「松本」とある。

*** 「那賀郡神社書上帳」では、「夫婦塚神」の上に貼紙して朱字で「神社」とある。

内田村

三家元神社

桑原山鎮坐

祭神、御神本靈神○神体、木像二、長一尺九寸、二尺一寸七分

由来、永正年中、三家元と改替

宗雄云、周布家の祖神か、或は御神本次郎左衛門を祀れるには非しか

祭日、九月十三日

建物、本社・幣殿・神楽所・神庫・鳥居

棟札、奉造立三家元大明神神殿廊下拝殿、享保五年庚子九月廿九日、祠官牛尾筑前守弘正、当村庄屋弥五右衛門、惣産子中○三家元大明神社引申候、施主祠

官牛尾豊後藤原弘正、宝曆八戊寅八月朔日○修理鳥居、宝曆十三癸未十一月十

二日、牛尾豊後守弘好○再建鳥井、文化十一甲戌年九月十二日、神主牛尾主水

藤原弘重、庄屋竹吉嘉兵衛、惣氏子中○上葺、神主牛尾主水弘重、庄屋竹吉嘉

兵衛、村中十二氏子中○葺替、文政七甲申年閏八月十二日、牛尾主水弘重、庄

屋内藤萬平寛満、村中十二氏子○屋根替御神楽所、弘化三丙午年九月吉日、神

主牛尾河内藤原弘豊、庄屋内藤新五左衛門、惣産子中

宝器、鏡一、径八寸、銘三家元大明神、享保五年庚子六月十九日、願主牛尾氏

藤原弘正、洛陽山岡因幡作、カネ幣、享保二十卯年九月十二日、内田村十二氏

子中、杵一、宝曆八年寅九月十三日、祠官牛尾氏藤原弘正

一宮神社

北山鎮坐

祭神、宇麻志摩遲命○神体、木札、延享五年戊辰六月八日

祭日、六月八日、「大祭(年一度)」但し旧九月十三日、延享三年三月改替

建物、本社・鳥居

棟札、奉建立一宮大明神社、延享三丙寅三月吉日、神主牛尾和泉守藤原弘次、

祠官牛尾筑前守藤原弘正○上葺一宮拝殿、文化八辛未三月十五日、牛尾大學藤原弘重○再建、嘉永四辛亥四月吉日、神主牛尾河内藤原弘豊、庄屋内藤新五左衛門、惣氏子中、当社は鍋石村三嶋社、古きを買受て建つ

貴船神稻荷神社

貴船山鎮坐

祭神、高麗神・保食神○神体、鏡紛失、台銘元文申淺次郎、木像一、長五寸三分、木札貴布祢大明神社、宝曆九歳己卯三月十九日、祠官牛尾豊後、願主三之

助○稻荷、神体木像一、長五寸五分、神璽篁一

由来、木札正一位稻荷大明神云云、田村氏正恒武運長久子孫繁栄加護祈白、天

保十年亥二月初午日、神主牛尾玄蕃藤原弘倫謹行、この木札年々一枚つゝ社内

に納む

祭日、二月初午日、大祭六年一度

建物、本社・拝殿(所)・鳥居

棟札、宝曆五年乙亥二月十七日、牛尾豊後守、願主三之助○再建、安永九庚子

九月十日、祠官藤原弘忠、庄屋政十郎、願主濱田野村平八、産子中○再建貴船

稻荷社、文化八辛未年三月十三日、神主牛尾大學藤原弘重、庄屋竹吉嘉兵衛、

願主世話人五人○造替貴船稻荷両社、文久四甲子二月十日、神主牛尾河内弘豊、

願主田村正恒、寄附田永代名代内藤清兵衛寛厚、天下泰平云云、田村氏武運長

久当村静謐云云○金拾両、大願主濱田先家中田村氏正恒、永代世話人内藤清兵

衛、文久三亥六月○石段、弘化四年未二月初午日、濱田先家中田村氏正恒、寄

附田、世話人当村内藤氏藤原姓寛満

宝器、額、正一位稻荷大明神、天葺根命九十四世孫日御崎三位檢校小野朝臣尊

安拜書、天保八年酉五月、願主内藤氏○カネ幣、木舟大明神、享保廿年乙卯六

月十五日、永見百合之助、梅花の紋あり

大元神社

大元神社

上内田大元山鎮坐

祭神、未詳○神体、木札、大元大明神云云、天保六乙未年九月吉日、牛尾弘重
謹行

祭日、十月廿二日、大祭六年一度

建物、本社・鳥居

小社十六所

辰岩の金刀比羅社○同所の八幡宮○楮山の稲荷社○堂尾(トウノフ)の惠美須
社○同所の稲荷社○橋木山の橋木八幡宮

宗雄云、橋木八幡宮は内村牛谷に移せり、故れ此社は旧社なるへし、是は固
と小川家の祀る処ならむ

唐人河内の貴船社、神体木像二、再建、文政七甲申年四月、大願主唐人河内万
五郎、神主牛尾主水藤原弘重

宗雄云、唐人河内は文祿の役朝鮮人捕虜を置れし家なるへし、此例当郡にも
鹿足郡にもあり、若此家旧家ならば其子孫ならむか

桑原の稲荷社○畑岡の金刀比羅社、相殿瑜伽社、神体金毘羅社木札十一枚、瑜
伽五枚、嘉永五壬子年勧請○同所の天満宮、安政二卯年二月廿五日、畑岡巳歳

男・亥歳男と戸張にあり○土屋の稲荷社○アラシメの金毘(金刀比)羅社○山
根の水神社○森脇の稲荷社○森田屋(ヤ)の稲荷社○木村の稲荷社

森神六十一所

百万木の地主神○同所の河内神○同所の地主神(水神)○同所の地主神○ヨコ
ヒキ(横引)の地主神○三小ガ(ミコカ)平の地主神○百万木の地主神○大し

やれ(大ジャリ)の河内神○同所(大ジャリ尻)の地主神○内田埜の埜神○同
所の地主神○上内田の河内神○同所の地主神○河原の塚神○中河内の塚神○同

所の地主神○平三良谷の地主神○高平の地主神○ゆるき(手畑)の地主神○戎
谷の惠美須神○唐人河内の地主神○同所の地主神○木村の稲荷神○同所の塚神

○雅樂殿畑の地主神○同所の塚神○同所の靈神○山根の地主神○貴布祢山の地

主神○榎原の地主神○大町の塚神○同所の地(塚)主神○小丸子の地主神○北

平の大元神○橋木山の下手神○同所の地主神○三家元山の稲荷神○桑原の塚神

○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○堂尾(トフノ
フ)山の塚神○北山の塚神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○北

上ミの地主神○令河内の地主神○炭焼の塚神○北平の地主神○後面の地主神○
竹「ノ」段の岩神○猪伏谷の河内神○笹原の地主神○同所の地主神○辰岩の地
主神○太鼓岩の地主神○名古田の塚神○八畑の地主神○同所の地主神

長見村

大歳神社

祭神、大年神○神体、鏡

祭日、九月十八日

建物、本社・拝殿・神楽殿・鳥居

大元神社

大長見谷鎮坐

祭神、國常立神○神体、木札

祭日、十月十日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、金刀比羅宮、祭神大物主神、神体木札、旧号金毘羅社、祭日十月十日

大社

葛籠原谷鎮坐

祭神、大國主神○神体、木札

祭日、九月廿九日

建物、本社・神楽殿

西河内村

諏訪神社

八曾山鎮坐

祭神、健御名方命○神体、木像

祭日、九月十日

建物、本社・神楽所・鳥居

貴船神社

谷山鎮坐

祭神、高麗神○神体、木像

祭日、九月十五日

建物、本社・神楽所

惠美須神社

福浦鎮坐

祭神、事代主命○神体、木像

祭日、九月十四日

建物、本社・神楽所

金刀比羅神社

和田鎮坐

祭神、崇徳天皇○神体、木像

祭日、三月十日

建物、本社・幣殿・拜所・鳥居

小社六（五）所

八曾原の嚴嶋社*○高田の愛宕社○和田の祇園社○同所の瑜伽社○福浦の大元社○同所の妙見社

森神八十五所

和田山の日御崎神○高田の地主神○同所の地主神水神○同所の稻荷神○壽泉寺の地主神水神○同所の劔靈神○同所の塚神○後濱（浦）の地主神水神○同所の心吉神○同所の地主神水神○同所の荒神○八曾の稻荷神○同所の地主神水神○同所の劔靈神○同所の稻荷神○同所の水神○同所の保食神○同所の野上靈神○同所の地主神水神○同所の劔靈神○同所の保食神○同所の地主神水神○同所の荒神○同所の心吉神○同所の地主神水神○同所の心吉神○同所の保食神○同所の地主神水神○同所の荒神○同所の稻荷神○同所の地主神水神○同所の心吉神○同所の塚神○諏訪山の稻荷神○同所の保食神○同所の心吉神○同所の塚神○カケ（岳）の阿佐神○同所の地主神水神○同所の細田の地主神水神○同所の塚神○八曾の地主神○同所の水神山神○同所の奉祭神○同所の奉祭神○同所の幸靈神○平嶋の地主神○ヲサ（箴）穴の稻荷神○同所の幸榮神○同所の鎮和神○同所の清榮神○同所の圓久神○同所の水神山神○同所の祖靈神○同所の幸靈神○ヲソ（箴）穴の地主神○同所の水神山神○同所の水神○フルノキの地主神○高田の稻荷神○同所の地主神○同所の幸靈神○同所の水神山神○同所の手力雄命○田浦の地主神○同所の水神山神○同所の地主神○和田山の地主神○同所の奉祭神○同所の水神山神○同所の奉祭神○同所の稻荷神○同所の奉祭神○同所の奉祭神○同所の幸靈神○同所の幸靈神○同所の水神山神○同所の幸靈神○同所の幸靈神○スモウリの手力雄神○田浦の水神○高田の水神○壽泉寺の地主神○高田の水神

宗雄云、阿佐神は西村にあさ神五柱とありて大麻山の神と思はる、幸榮・鎮和・清榮・圓久は実名と思はる、奉祭神は塚神の類か、**鎮和神は崇神を和め鎮めしならむ**、幸靈神は大元神にミサキと云ことあり、是かとも思へとさに

は非ず、若は遊魂などを祀れるにや

*「那賀郡神社書上帳」では、神社の項目に記載されている。

湊村

八幡宮

千本山鎮坐

祭神、田心姫命・湍津嶋姫命・市杵嶋姫命・仲哀天皇・神功皇后・應神天皇・

武内宿称^尊○神体、木像

祭日、八月十四日より十六日まで

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・神庫・仮殿・鳥居

社領、除地高六石、此現米三石二斗一合

宝器、鳥居額一、三隅殿寄附と申伝ふ

宗雄云、当社は三隅家崇敬の社にて湊村・西河内村・岡崎村・折居村・東平

原村・芦谷村・古市場村・向田村・河内村・矢原村・下古和村・上古和村・

熊山村、都合十三村の氏神なり、是は三隅家の知行所と思はる

末社、天満宮

同、栗嶋社

同、住吉社

同、稻荷社

社人、野上、家筋不詳、先祖野上右衛門より当鼎まで十七代相統

同、野上建雄、家筋元禄三、野上對馬当社祠堂に成り、当建雄まで十代相統

同、宮木、家筋元別当、古義真言宗紀伊国高野山正智院末寺当社別当職之処、

慶応元乙丑年先住真龍代、堂舎火災諸書焼失世代不詳、当豊城まで数十代法脈

相統之処、明治二己巳年十二月廿五日復飾

小社五所

「湊」町の恵美須社○湊川口の巖嶋社○千本山の稻荷社○濱の恵美須社○川口

の水神社

森神五十六所

千本山の地主神○同所の感清霊神○同所の水神○同所の地主神○同所の地主神

○同所の貴船神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神

○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神

○同所の水神山神○同所の天神地祇龍神○同所の地主神○同所の地主神○同所

の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所

の水神山神○同所の地主神○同所の水神○同所の地主神○同所の地主神○同所

の岩底神○同所の地主二神○同所の地主神○同所の地主神○同所の水神山神○

同所の手力雄神○同所の八坂神○同所の杵築神○同所の地主神水神山神○同所

の劔霊神○同所の地主神水神山神○同所の劔霊神○同所の地主神水神山神○同

所の地主神水神山神○同所の稻荷神○同所の荒神○同所の地主神水神山神○同

所の塚神○同所の地主神水神山神○同所の劔霊神○同所の地主神水神山神○同

所の劔霊神○同所の荒神○同所の地主神水神山神○嶋崎の尾崎神*○同所の劔

霊神○同所の地主神水神山神

宗雄云、地主神は古墓を祀れるか多し、水神山神を加ふるは此辺の風習なり

*「那賀郡神社書上帳」では、この「島崎の尾崎神」が森神の項目の末尾に置かれ、したがってその後の「劔霊神」と「地主水神山神」は、「千本山」に所在することになっている。

岡崎村

二宮神社

寶立森鎮坐

祭神、月讀命・住吉「大」神・玉津嶋神○神体、木像二、石二

宗雄云、二宮は当郡神主村多嶋神社を当国の二宮といふ、是と同神なるへし、
但し祭神彼と違ふは如何む

祭日、九月十七日より二十日まで

建物、本社・拝所・神楽所・神庫・鳥居

社領、除地高二石、此現米七斗七升七合

末社、稻荷社

同、栗（栗）嶋社

同、大元社

同、金刀比羅社祇園社

同、杵築社

同、高木神社

同、嚴嶋神社

同、三狐神社

社人、野上、家筋弘治二丙辰年神主治部太夫より相続の処、世代不詳、元禄年

中野上土佐大宮司になり、萬まで七代相続

寶大神

浴山鎮坐

祭神、素盞鳴尊○神体、木像

祭日、九月四日

建物、本社・神楽所

嚴嶋神社

神元（光）山鎮坐

祭神、市杵嶋姫命○神体、木像

祭日、六月十七日

建物、本社

小社四所

森溝の稻荷社（神）○仁慈山の太元社○神元の三神元（本）社（神）○森迫の

嚴嶋社（神）

森神四所

森迫の地主神水神山神○神元の地主神水神山神稻荷神○同所の地主神○タイハ

ナ（墓鼻）の地主神尾崎神

芦谷村

太元神社

芦菅山鎮坐○旧地古太元

祭神、未詳*○神体、木像

祭日、九月十二日

建物、本社・拝所・神楽所・神庫・鳥居

末社、杵築社

秋葉山神社

高城山麓龍雲寺「地」鎮坐

祭神、秋葉山神○神体、木像

由来、寛保年中遠州秋葉山より勧請

祭日、九月十六日

建物、本社・拝所・鳥居

小社五所

井野木河内の金屋子神惠美須社○中屋の金屋子神嚴嶋社○西迫の粟嶋社○黒門

の稻荷社○花木の大元神杵築神貴船社
森神百四十九所

錢神の地主神○新田の地主神○同所の津戸神○同所の幸靈神○
同所の水神山神○上分の地主神○上小田の地主家幸靈神○佛念の河内神○同所
の地主神○同所の客人神○同所の水神山神○同所の幸靈神○高平の地主神○川
久保の地主神○同所の今宮神○同所の幸靈神○同所の幸靈神○平の権現神○同
所の金屋子神○同所の稻荷神○同所の水神山神○堀埜の幸靈神○榎朴ノ木*の
地主神○同所の客人神○同所の水神山神○五反田の地主神○濱井場の串崎神○
同所の客人神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の地主神○
同所の水神山神○同所の左良靈神○田中の幸靈神○同所の水神山○鍋屋の地主神
○澄屋の幸靈神○曾根の地主神○同所の客人神○同所の水神山神○同所の稻荷
神○中屋の稻荷神○同所の地主神○同所の御崎神○同所の幸靈神○同所の水神
山神○同所の川内神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の幸
靈神○同所の水神山神○赤松の大元神○同所(岡畑)の川内神○同所の三宝荒
神○同所の地主神○同所の客人神○同所の水神山神○同所の手力雄神○大埜の
川内神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の地主神○同所の客人神○同所の
水神山神○大向の地主神○同所の客人神○同所の水神山神○同所の保食神○美
田迫の武藏靈神○同所の金屋子神○埜越の地主神○同所の幸靈神○同所の大宮
比賣神○岡畑の地主神○同所の保食神○同所の地主神○同所の客人神○同所の
水神山神○同所の八坂神○同所の保食神○同所の樂借靈**神○同所の川内神
○同所の心吉神○同所の金屋子神○同所の水神山神○同所の客人神○同所の地
主神○同所の稻荷神○上田屋の精和神○同所の冬和神○同所の地主神○同所の
水神山神○藏田屋の地主神○同所の水神山神○同所の奉祭神○同所の奉祭神○
同所の地主神○同所の保食神○森岡の地主神○井野木河内の前聖靈神○同所の
後聖靈神○同所の川内神○同所の津戸神○同所の津戸神○同所の幸靈神○同所

の水神山神○同所の幸靈神○同所の手力雄神○同所の稻荷神○同所の水神○同
所の大山祇神○同所の地主神○同所の感聖靈***神○同所の圓聖靈***神○同所
の鎮聖靈***神○同所の木祖神○同所の八坂神○同所の地主神○同所の幸靈神
○同所の幸靈神○同所の地主神○マ(コ)グロミの稻荷神○迫畑の地主神○迫
浴の保食神○佃の地主神○枋山の貴船神○佃の水神山神○枋山の幸靈神○佃の
手力雄神○枋山の水神山神○同所の地主神○同所の宝魂神○尾實の川内神○同
所の客人神○同所の水神山神○錢山の世真(直)神○同所の地主神○同所の地
主神○西迫の妙見神○同所の惠美須神○大西の大豊靈***神○清水の地主神○
賦石の幸靈神○小屋尾の三夜神○曾根の地主神○大向の川内神
*「那賀郡神社書上帳」では、「不詳」の上に貼紙して朱字で「国常立命」とある。
**「那賀郡神社書上帳」では、「榎朴ノ木」の代わりに「朴木」とある。
***「那賀郡神社書上帳」では、「靈」の字が欠落している。

熊野山村

大歳神社

谷尻山鎮坐

祭神、大歳神○神体、鏡三

祭日、六月十一日

建物、本社

金刀比羅神社

白石山鎮坐

祭神、大物主命・崇徳天皇○神体、木像

祭日、三月十日

建物、本社・幣殿・拝所・鳥居

末社、粟嶋社

小社三所

上原の稻荷神風神社○新田屋の地主神○下原の地主神

森神六所

上原の権現神○同所の地主神○酒屋の地主神○同所の水神山神○同所の水神○

日裏（ウラ）の地主神

上古和村

八幡宮

虫谷山鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、九月六日

建物、本社・神楽所・鳥居

末社、粟嶋社

小社三所

滝山の川内社○金五良の大元社○大田の大田社

森神三所

コガヨウの地主神○見越の手力雄神○槇尾の地主神

下古和村

大歳神社

揚玉山鎮坐

祭神、大年神○神体、木像

祭日、八月廿二日

建物、本社・拜所・神楽所・神庫・鳥居

末社、稻荷社

龍頭神若宮神社

龍頭山鎮坐○旧号龍頭大権現若宮大明神

祭神、未詳○神体、木像

祭日、九月五日

建物、本社・神楽所・鳥居

小社二所

大明地原の井川神地主神水神山神社○養土の惠美須社

森神五所

田屋の地主神○辰巳屋の水神○佐那口の宝大神○平屋の地主神○井手原の水神

*「那賀郡神社書上帳」では、貼紙をして「地主神水神山」の字を消している。

矢原村

八幡宮

迫谷山鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、九月廿四日

建物、本社・神楽所・鳥居

末社、大元社

同、稻荷社

小社一所

松原の瀧野神社

森神三所

松柄埜の地主神○同所の水神山神○打道の稲荷神

河内村

八幡宮*

神護山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・住吉神○神体、木像

祭日、九月五日

建物、本社・拝殿・神楽所・鳥居

末社、猿田彦神社

同、大元社

青柳神社

神護山鎮坐

祭神、未詳○神体、鏡

祭日、九月五日

建物、本社・拝所

巖嶋神社

迫山鎮坐

祭神、市杵嶋比賣命○神体、鏡

祭日、九月十八日

建物、本社・神楽所

小社一所

尾實の稲荷社

森神四所

野地の稲荷神○尾實の地主神○林の大元神○大下の稲荷神

*「那賀郡神社書上帳」では、八幡宮の項に「青柳神社」が並記されていたが、後者の上には貼紙がされ、朱字で「合祭 久々迺智命」とある。また、いずれの神社にも「拝殿」ないしは「拝所」の記載はない。

向野田村

天満宮

菅野山鎮坐

祭神、菅原神○神体、木像

祭日、八月廿五日

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・神庫・鳥居

宝器、額一、勘解由三位長親筆

社領、除地高二石、此現米八斗九升八合

末社、稲荷社

王子八幡宮

杉之前鎮坐

祭神、仁德天皇○神体、鏡

祭日、六月七日

建物、本社・幣殿・拝所・鳥居

末社、稲荷社

同、水神社

大歳神社

宮坂山鎮坐

祭神、大歳神○神体、木像

祭日、六月十日

建物、本社・拝所

千神本神社

日原山鎮坐

祭神、未詳○神体、木鏡

宗雄云、千神本は三神本の誤には非しか

祭日、九月十日

建物、本社・拝所・神楽所

小社七所

海老谷の大元社○野木和の愛宕社○杉前の蛭子社○海老谷の大元社○神畑の大

元社○日原の地主社○菅野の稲荷社

森神十七所

海老谷の薬神○同所の大國主命○同所の稲荷神○同所の河内神○同所の水神山

神○同所の地主神○同所の客人神○同所の塚神○同所の水神○同所の保食神○

同所の保食神○同所の水神○同所の水神○同所の水神○同所の水神○同所の地

主神○同所の大夫松神

門田山鎮坐

祭神、天岩勝命○神体、木像

宗雄云、旧号門田大権現とあり、総て権現と称するは熊野神なり、当社祭神

を天岩勝命といふは美濃郡染羽神社なるか、彼社も熊野権現と申したる事あ

り

祭日、八月二十日

建物、本社・神楽所

岩屋神社

岩山鎮坐

祭神、大日靈貴命○神体、木像

宗雄云、此祭神岩屋とあるを天石屋の事として附会したる物ならむ

祭日、八月廿五日

建物、本社・神楽所・仮殿・鳥居

小社六所

古湊浦の恵美須社○中倉山の稲荷社○亀鶴山の稲荷社○清水の猿田彦神○荻の

稲荷社○同所の恵美須社

森神八所

内下田の地主神○横畑の地主神山神○同所の地主神水神山神○野地の地主神○

棚田の地主神○清水の水神山神○川平の稲荷神○正田の水神山神

八幡宮

野地山鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、九月朔日

建物、本社・神楽所・鳥居

門田神社

八幡宮

多鳩山鎮坐

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像

祭日、八月十四日

建物、本社・幣殿・拝所・神楽所・神庫・鳥居

社領、除地高五石、此現米一石六斗八升六合

社人、野上、家筋、元(寛)文九己酉年四月野上森親当社祠官になり、主馬まで九代相統

愛宕神社

松原浦鎮坐

祭神、軻遇突智命○神体、木像

祭日、九月四日

建物、本社・神楽所・鳥居

妙見神社

須津浦鎮坐

祭神、天御中主命○神体、木像

宗雄云、妙見は北辰を云ふ、北辰を高天原と云説起りし以来、妙見を天御中主神としたる物にて信するに足らず、此辺に妙見と唱ふるは大概但馬国妙見を遷せるにて豊受神と思はる

祭日、九月三日

建物、本社・神楽所・鳥居

嚴嶋神社

大嶋鎮座

祭神、三女神○神体、木像

祭日、六月十七日

建物、本社・鳥居

小社三所

見上山の八幡宮○床浪の大元社○西谷の春日社

森神二十三所

多嶋山の鷺神○長福寺の稻荷神○弁天の嚴嶋神○惠美須山の惠美須神○加戸の地主神○和田の惠美須神○山添の地主神○神宝手の楠八幡宮○地後山の地主神

○久保川の水神○同所の地主神○同所の地主神○岩野屋の水神○次津浦濱の惠美須神○湊屋の五柱大神○川尻の惠美須神○白龍山ノ内の稻荷神○町の惠美須神○床浪の四柱神○源田谷の地主神○松屋の弁天神○堀谷の河内神○垣添の水

神

八幡宮

大谷の蛇山鎮坐○文治二丙午年正月勸請

祭神、應神天皇・神功皇后・瀛津島比賣命○神体、鏡・木像

祭日、八月十五日

建物、本社・拝殿・神楽殿・鳥居

社領、無し、社禄現米三石五斗

末社、稻荷神社、祭神大宮*比賣命・倉稻魂命・大田命、神体木札

社人、串崎氏、家筋初代串崎兵衛佐、次に太兵衛尉、次に小兵衛、次に左衛門、次に式部、次に刑部左衛門、次に左京進、次に民部太輔、次に右衛門太夫、次に但馬守、次に右京進、次に左門佐、次に亦兵衛尉、次に左近太夫、次に對馬

守、次に兵衛佐、次に兵部太夫、次に與右衛門尉、次に新右衛門、次に久兵衛、次に兵部太夫、次に和泉守、次に大和守、次に出雲守、次に土佐、次に土佐進、次に出雲、次に日向、次に串崎正道なり

春日神社

殿河内の春日山鎮坐○永萬元乙酉年勸請、殿河内に鎮坐、徳治中大谷より遷

宗雄云、或書に徳治元丙午年御神本石見権介兼高勸請とあり、兼高は文治・建久の人なり、兼高より五世孫井村三郎兼冬初て井野村に住し、其祖神を祀れりと思はるれば、永方は信かたく、また兼高とあるも採^採かたし、徳治中に兼冬の祀れるなるへし

祭神、武甕槌神・經津主神・天兒屋根命・比賣神○神体、銅幣・木像

祭日、九月十四日

建物、本社・神楽所・鳥居

神明宮

今明鎮坐

祭神、天照大御神○神体、鏡

祭日、九月五日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大社***

突合の大野山鎮坐○天保二辛卯年勸請

祭神、大國主神

宗雄云、出雲国大社は祭神大己貴神なり、異名同神なれとも素すへからず

祭日、九月廿九日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大元神社

諸谷鎮坐

祭神、國常立神

祭日、九月七日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大元神社

小原鎮坐

祭神、詳ならず***○神体、鏡

祭日、九月三日

建物、本社・神楽殿・鳥居

大歳神社

周布地鎮坐○享保三戊戌年周布地東方の山より遷す

祭神、詳ならず○神体、木像

祭日、九月廿二日

建物、本社・神楽殿・鳥居

貴布祢神社

羽原鎮坐

祭神、高籠神

祭日、九月十六日

建物、本社・神楽殿・鳥居

相殿、宮谷神社、祭神詳ならず、神体丸石、旧号藏王権現、明治四辛未正月改

称、祭日九月十六日

宗雄云、祭神大麻山神と同じかるへし

* 津和野藩に係る「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」の井野村の項では、正規の記載の後に、二十社に及ぶ「神社」——おそらくは小祠と思われる——とその祭神名が追加されている。この追加分は、欄外中央に「島根縣」と印刷された罫線紙に記されており、したがって、旧浜田県が島根県の管轄となる明治九年（一八七六）四月以降に書写されたことになる。またここに記された「神社」が、「那賀郡神社書上帳」中の「小社」にそのまま該当するかどうかとも判明ではないが、少なくとも明治初年の津和野藩領における小祠の状況の一端を示す資料として、参考までに再録しておく。

「 字赤羽根山

一 稻荷神社

祭神 豊受姫命

字 奥大谷

一 疫神社

祭神 須佐之男命

合祭 水波迺女命

字 笹々ノ木

一 水神社

祭神 水波迺女命

合祭 國常立命

字 市場

一 大祭神社

祭神 大磐石門戸彦命

字 塩頭

一 河内神社

祭神 水波奴女命

字 久年山

一 日吉神社

祭神 大山咋命

合祭 大物主命 豊受姫命

字 帝釈山

一 高木神社

祭神 高皇産靈神

合祭 國常立命 豊受姫命

水波迺女命 大山祇命

須佐之男命 若宮神社祭神不詳

字 石浦

一 大元神社

祭神 國常立命

合祭 大山祇命

字 下小山

一 大元神社

祭神 國常立命

字 柚ノ木

一 大元神社

祭神 國常立命

字 鶴林山

一 天神社

祭神 天穗日命

字 松林山

一 神明神社

祭神 天照皇大神

合祭 應神天皇 神功皇后宮

天兒屋根命 伊知岐嶋姫命

菅原道真

一金屋子神社

祭神 天目一箇命

字 金屋子

一 弥榮神社

祭神 須佐之男命

字 祇園持山

一 弥榮神社

祭神 須佐之男命

字 中間山

一 弥榮神社

祭神 須佐之男命

合祭 國常立命

一 河内神社

祭神 水分神

字 庵屋敷

一 火布瀬神社

祭神 火結神

合祭 水波迺女命

字 宮ヶ原

一 大元神社

祭神 國常立命

合祭 大山祇命

字 牛王所

一 牛王神社

祭神 不詳

合祭 須佐之男命

字釜田

一大元神社 祭神 國常立命

合祭 牛王神社祭神不詳

甘社

右旧帳ニ無之モノニ付爰ニ記ス

* 「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」では、「大宮」の字を消して、朱字で「豊受」とある。

*** 「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」では、「大社」の上に貼紙して、朱字で「杵築神社」とある。

**** 「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」では、「不詳」の上に貼紙して、朱字で「國常立命」とある。

黒澤村

三嶋神社

天光山鎮坐

祭神、大山祇命・磐長姫命・木花開耶姫命○神体、木像

由来、天長年中、河野豊前守勸請と言伝ふ

宗雄云、天長の頃河野豊前守と云者あるへくも非ず、誤伝なること論を俟た

す、一説に鍋石河野の分流といふ

祭日、九月十五日

建物、本社・幣殿・拜所・神楽所・鳥居

社領、除地高一石、此現米五斗四升一合

末社、豊受神

社人、河野、家筋、元禄十丁丑年河野主水定則より實まで九代相統

大元神社

宮原鎮坐

祭神、未詳○神体、無し、杉木に祀る

祭日、九月朔日

建物、無し

秋葉神社

壽昌寺鎮坐

祭神、未詳○神体、鏡

祭日、九月十四日

建物、本社・神楽所

小社九所

圓之詰の稲荷社○上山の稲荷社○「古」土井の兼昌靈社○惠美須森の惠美須社

○沼原の権現社○仲屋の荒神地主社○大蕎麦の河内社○松尾の松尾社○片名の

天満宮

森神三十所

小屋崎の水神○曾根屋敷の水神地主神○折輪の地主神○田代の大元神○大畑の

権現神○圓詰の地主神○同所の水神○日詰祝（祝）森の事代主神大國主神○日

詰の地主神○麻迫の地主神○五論坊の水神○若宮の若宮八幡神○名子田の水神

○大畑の地主神○戸尻の山神○仮屋形の水神地主神○森田の稲荷神○新田屋

の水神○森前の地主神○堂元の大元神地主神○吉野屋の瀧八幡宮○吉野屋の荒

神地主神水神○能登場の八幡神○同所の大元神地主神○桑原の水神地主神○竹

下の稲荷神○森脇の地主神○中田屋の荒神○森臺の地主神○平治葛根の水神